

工事の入札における開札後の疑義申立て等について

平成23年4月1日以後に契約検査課が発注する設計額1,000万円以上の入札工事案件は、入札の透明性・公正性を確保するため、開札結果を公表する前に、金額入り設計書（建築系の工事については工事費内訳明細書。以下「金額入り設計書等」と称します。）の公表（閲覧）と、設計に関する疑義の申立てを受け付けることとします。

1. 疑義申立期間を定める対象案件及び対象者

対象案件	契約検査課が発注する設計額1,000万円以上の入札工事案件とし、全ての工種を対象とします。 ただし、不調又は中止とした案件は、対象としません。
対象者	当該入札工事案件に入札書を提出した者（以下「応札者」と称します。）を対象とします。

2. 疑義申立期間について

申立始期	落札候補額及び落札保留通知メールによる通知の日から
申立終期	落札候補額及び落札保留通知メールによる通知の日の2日後（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始の日を除いて数えます）の正午まで

（注）申立終期を過ぎた疑義の申立ては受け付けません。

3. 周知方法について

入札公告又は指名通知で疑義申立期間を周知します。また、応札者には開札後直ちに電子入札システムにより、落札保留通知メールを送ります。

ただし、不調又は中止とした案件を除きます。

落札保留通知メールの内容	・設計に関する疑義申立期間により落札保留した旨 ・予定価格
--------------	----------------------------------

4. 疑義申立ての対象となる事項について

該当	金額入り設計書等を確認しないと疑義を判明することができない事項
非該当	・設計書等に明示又は質問回答に記載されている事項 ・入札前に質問できた事項（例：設計書等と図面の数量の差 等） ・単に想定した予定価格と合わない等の内容

5. 金額入り設計書等の確認方法について

応札者は、疑義申立期間に、金額入り設計書等の閲覧ができます。

手続先	契約検査課
手続方法	応札者であることを証明するために、社員証等を提示してください。その場で、金額入り設計書等の閲覧ができます。 ただし、金額入り設計書等は2部のため、閲覧をお待ちいただく場合があります。 なお、閲覧をするための申込書の提出は、不要です。
金額入り設計書等の複写	メモ等及びデジカメ等の電子機器による複写はできますが、金額入り設計書等の持出し及びコピーはできません。

6. 疑義の申立てについて

前述5の金額入り設計書等の閲覧後に、設計に関する疑義を申し立てるときは、次の手続を行ってください。

手続先	契約検査課
提出書類	ア. 「疑義申立申請書」(第1号様式) イ. 「入札額積算内訳書(土木系工事は金額抜きの設計書、建築系工事は金額抜き工事費内訳明細書に、入札金額の内訳を記入したもの。)」 ウ. 疑義に関する具体的な資料等

(注)「設計書に明示又は質問・回答に記載されている事項」、「入札前に質問できた事項(例:設計書等と図面の数量の差等)」、「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。(前述4のとおり)

7. 疑義の申立てがなかった場合について

疑義の申立てがなかった場合は、疑義申立期間終了後に電子入札システムにより落札候補者名を通知します(指名競争入札の場合は、落札者名を通知します。)

その後、落札候補者が提出した入札参加資格確認審査書類により、入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有している場合は、落札者として決定するとともに、速やかに入札結果を通知します。

8. 疑義の申立てがあった場合について

疑義の申立てがあった場合における設計の調査を行った後の手続は、(1)及び(2)のとおりとします。

疑義申立者へは「疑義申立回答書」(第2号様式)により、疑義申立期限日の翌日(ただし、その日が土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始に当たるときは、その翌日)の午後3時頃までの回答を予定しています。

疑義申立者への回答後は、応札者に「疑義申立及び回答一覧表」(第3号様式)を通知します。

(1) 設計に誤りがなかった場合	疑義申立者に回答した後、電子入札システムにより、設計に誤りがなかった旨を記して落札候補者名を通知します。 (指名競争入札の場合は、設計の誤りがなかった旨を発行し、その後、落札者名を通知します。)
(2) 設計に誤りがあった場合は、次のとおり入札の有効・無効を決定します。	
ア 設計の誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合	入札は無効とします。 疑義申立者に回答した後、電子入札システムにより、設計の誤りの内容及び入札を無効とする旨を記した不調通知を通知します。
イ 設計額と設計誤りを補正して設計し直した額の差額がわずかで、落札候補者に変更が生じない場合	入札は有効とします。 疑義申立者に回答した後、電子入札システムにより、設計の誤りの内容及び落札候補者に変更が生じない旨を記して落札候補者名を通知します。 (指名競争入札の場合は、設計誤りの内容及び落札候補者に変更が生じない旨を通知し、その後、落札者名を通知します。) この場合においては、落札金額に消費税等を加えた額で契約を締結し、後日設計誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じた額で変更契約を締結します。 ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者が契約を望まないときは、入札を無効とする旨を記した不調通知を通知します。

9. 疑義の申立てにより不調とした案件の取扱いについて

(1) 設計の見直し

疑義の申立てにより不調とした案件は、設計を見直し内容を一部変更して、改めて入札を執行します。(以下「再度入札」と称します。)

(2) 入札の方法

再度入札する場合、入札公告の参加資格要件又は指名業者選定について、「不調とした当該競争入札に入札書を提出した者であること」とします。

ただし、この要件としたときに、入札の公正性が損なわれて不相当であると認められるときは、不調とした入札とは別の新たな案件として入札参加資格要件を設定し、執行します。

なお、この場合の見積期間は、建設業法で認められた範囲で短縮することがあります。

10. その他

(1) 入札公告の記載誤り等の事由で入札への疑義申立てがあった場合にも、この対応によることを基本とします。

(2) 入札への疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応によるのでは公正妥当な事後処理とならない場合には、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応します。